

動物実験室における災害対応マニュアル

このマニュアルは、「実験動物に対する緊急時の対応について」の災害発生時における体制・措置に関して、時系列の対策・対応としてその取り扱いの基本を示すものである。

○ 災害時における初期対応

*** 基本姿勢 ***

～ ヒトの生命と安全の確保を最優先とし、動物福祉上の配慮と
地域環境保全への配慮をもって着手する ～

- 1) 災害発生時にはわが身の安全を最優先に確保し避難することを原則とするが、災害規模が小さければ初期消火や動物の収容確認等(次項以降を参照)を行う。
- 2) 動物の対応
 - ・ 動物は直ちにケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。
 - ・ ケージの落下防止装置を確認する。
 - ・ 飼育棚の転倒防止装置を確認する。
 - ・ 上記の対応ができない場合は、ケージを床に置く。
 - ・ 動物が飼養保管施設や実験室等の外に逸走しないよう、心掛けて対処する。
- 3) 稼動中・運転中の機器の対応
 - ・ 使用中の機器がある場合は、運転を緊急停止する。
- 4) 使用中の薬品の対応
 - ・ 落下や転倒のおそれのあるものは、安全を確保できる(床に置く等の)対処をする。
 - ・ 引火性や爆発性のある薬品については、別に定める方法にしたがう。
- 5) 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応
 - ・ 直ちに使用を中止し元栓等を閉め、被害の拡散・膨張や二次災害のおそれを軽減する。
- 6) 実験動物の飼養保管施設や動物実験室等から動物が逸走しないための措置
 - ・ 避難時には、動物が逸走しないよう扉を閉める等の策を講ずる。

※ 実験動物に関する異常事態発生時の連絡系統

異常事態発生時の連絡系統の基本は、次のとおり。災害が発生した際の具体は、後記を参照。

- ・ 職員の勤務時間、夜間、休日等を問わず、異常事態発見者もしくは異常事態発見者から連絡を受けた者は、動物実験委員長に一報を入れる。
- ・ 通報を受けた動物実験委員長は、副学長及び情報センター室並びに各動物実験委員に異常事態の初報を入れ、異常事態に対する初動(対策室の設置、現認と事態収拾への方策の立案及びその役割の振分けとその着手等)を適時展開する。
- ・ 連絡先及び連絡網

「実験動物に対する緊急時の対応について」の「緊急時の連絡網」に拠る。

○ 災害発生時の情報の伝達、情報の収集、初期活動

1) 発生が、職員の勤務中の場合

(1) 災害による被災状況の確認

実験動物の状態の確認は、次の流れにしたがい、動物実験委員長及び各動物実験委員並びに情報センター室員が能動的に行う。

- ・ 身体の安全を最優先に確保し避難した後
- ・ (地震等の)災害の動きが収束した場合は
- ・ 災害対策本部に実験動物の状態確認の申入れを行い
- ・ 災害対策本部から立ち入りの許可を得られた場合
- ・ 複数名で実験動物の飼養保管施設や動物実験室等へ、安全を常に確保し、現状確認に向かう
- ・ 可能であれば、被災時に実験動物の飼養保管施設や動物実験室等の利用があったかの確認をする

(2) 被災状況の確認と対処

実験動物の飼養保管施設や動物実験室等への移動にあたっては、

- ・ 現場に踏み込める服装・装備を整え
(例：手袋、安全靴、警笛、ヘルメット、非常用ライト、記録用具等)
- ・ 安全な経路を確保し
目的地に到達すること。

実験動物の飼養保管施設や動物実験室等への移動に際しては、

- ・ 被災者を見つけた場合は、被災者の救出を優先し、
- ・ 出火がある場合は災害対策本部への通報と初期消火活動を、もしくは既に初期消火活動に初期消火班があたっている場合は協力要請の有無を確認し、人命救助と被害の収束活動に優先的に関与すること。

実験動物の飼養保管施設や動物実験室等に到着したら、

- ・ 利用者等の安否の確認
- ・ 前章の「災害時における初期対応」の 2)～6)を確認し、着手できるものはその対応を行う
- ・ 逸走の形跡がある場合は、ケージ等の当該動物が居た施設のダメージの確認と、近くに当該動物が居ないかを確認する
- ・ 居た施設のダメージが低く逸走した動物を元の場所に戻せるもしくはそれに代わる処に保管できる目途が立ち、かつ当該動物を確保できた場合はその施設に入れる
- ・ 上項以外の場合は、避難場所に戻った際に、その旨動物実験委員長に報告し、措置・対処等の検討を行う
- ・ 実験動物の飼養保管施設や動物実験室等から離れる際は、開けた扉や窓等、動物が逸走しないように閉め、被災により閉まらない場合は報告すること
の措置・対処を行い、その全てを動物実験委員長に報告し、記録すること。

2) 発生が、夜間及び休日の場合

(1) 災害による被災状況の確認と対処

それぞれの住まい等での各自の安全の確保や家族等の安否確認に目途が立ち、キャンパスに行ける場合に、動物実験委員長及び各動物実験委員並びに情報センター室員が次のことを能動的に行う。

被災時に居る場所から、次の行動を選択する。

- ・ キャンパスに駆けつけられる者は、移動手段に留意しキャンパスに向かう。
- ・ 通信機器等を利用し、キャンパスの状況の情報を集める。

加えて、

- ・ 動物実験委員長及び各動物実験委員並びに情報センター室員の相互間の連絡の可否を確認する。

⇒ キャンパスに行ける者がいる場合、前掲の 1) の (2) の活動を行う。

⇒ キャンパスに行ける者がいない場合、キャンパスに駆けつけた他の職員により、前掲の 1) の (2) の活動を行ってもらおう。ついては、災害対策本部に当マニュアルの備え置きを事前しておくこと。

(2) 対応の引継ぎ

事後、キャンパスに駆けつけた際に、次の整理を行う。

- ・ 対応者から一連の措置・対応内容を確認する。
- ・ 可能であれば現場に入る。(前掲の 1) の (2) に基づき、安全を確保すること)
- ・ 改めて現状の確認と対処の適正を確認し、すべきこと・できることは対処する。
- ・ 初期対応の記録がなされていない、もしくは不十分な場合は、上記の対応の内容を含め記録を整える。

動物実験委員長を中心に、各動物実験委員及び情報センター室員間で、情報の共有とその後の措置・対応について協議・検討を行う。これらの整理を行い、動物実験委員長もしくはその代行者が災害対策本部及び学長等にこれらを報告し、必要に応じて災害対策本部や学長等から指示を得て共同体制による連携した活動に備える。

○ 動物実験実施者及び動物実験室利用者等の留意事項

1) 有事の際を見越しての行動

いつ来るかわからない災害に対して、その被害を最小限にとどめるため、定められた実験動物の飼養保管施設や動物実験室等の使用や保全そして各種記録を、適時、適正に取り扱うことが肝要です。

また、実験時には、ひとつひとつの場面で、一定の目途や完了をし、着手事象が散逸しないようにしておきたいものです。

加えて、学生と一緒に活動の際は、有事の際の留意事項や初期対処の対象を確認してください。

2) 災害の発生に遭遇したら

以下の事項に沿い、行動してください。

- ・ 自身(及び同じく居合わせた者)の安全の確保を、最優先に。
- ・ 可能であれば、稼動中のものを止め、動物の逸走防止のための戸締り等を行うなど、災害の拡大や動物による問題の拡散を防ぐよう心掛ける。
- ・ 避難が可能になったところで、避難場所へ逃げる。

3) 報告

無事避難できたら、事後、動物実験委員長、もしくは委員か情報センター室員に、実験中の動物への対応、実験室の状態、避難経路(再入室可能な経路として参考情報にあてるとため)を報告すること。

○ 復旧活動

動物実験委員長は、災害対策本部もしくは学内の意思決定の部署と連絡を密にし、また災害対策本部もしくは学内の意思決定の部署の指示あるいはこちらかの申し出による承認を得て、動物実験委員並びに情報センター室員、場合によっては自衛消防隊等の支援・協力を得て、次の事項を基本とし復旧活動にあたる。

1) 実験動物の飼養保管施設や動物実験室等の現況並びに被害状況を把握する。

- ・ 現場に赴いての現況把握は、前掲の「災害発生時の情報の伝達、情報の収集、初期活動」の章の1)の(2)に基づき、安全を確保して行うこと。
- ・ 災害時に放置した実験中の動物の有無とその現況確認
現場に出向く前に、災害時に放置した実験中の動物の情報を掴んでおきたい。

- ・ 実験動物の確認・点検

飼育室： 飼育室内の動物の逸走の有無、飼育ラックの移動や転倒、漏水や給・排水装置の異常等を確認。

実験室： 実験機器の異常の有無と、薬品保管庫内の試薬瓶の転倒や破損状況を確認。

前室： 消毒や薬品、器材の転倒や破損状況、飼料や床敷の保管状況等の確認。

動物実験室の外観や空調設備等の建物構造

総務課と連絡を取り、被害状況を確認。

- ・ 機器の点検

各機器を点検し、正常に作動するか確認。

正常に稼働しない場合は、機器に「不能」と貼紙等をする。(業者による点検・復旧の対象とするよう明示する)

2) 前項を受け、被害の程度や問題の重大度をもって、被害状況を整理する。

3) 被害の程度により対策室を設ける。

4) 対策室は、次のことに従事する。

- ・ 動物実験委員及び情報センター室員の安否と出勤の可否を確認。

- ・ 出勤してきた動物実験委員及び情報センター室員により、前記 1) の情報収集、2) の整理を行う。
- ・ 応急措置可能な処とそうでない処に大別する。
- ・ 応急措置可能な処に対する対処計画(方法(術)、陣容、道具等)を検討する。
- ・ 応急措置不可の処の対応策を検討する。

5) 対処・対応の例

- ・ 災害時に放置した実験中の動物の対応
逸走動物の収容と選別（やむをえない場合は、安楽死処置）
- ・ 給餌・給水の対応とメンテナンス
- ・ 動物屍体の処置
- ・ 実験動物の飼養保管施設や動物実験室等の清掃・消毒処理
- ・ 被災が甚大で全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、動物実験委員長（及び災害対策本部等）の了承の下、動物実験実施者が実験動物を安楽死させる
- ・ 建物や空調機等に関しては、総務課と連絡を取り、その対応を協議し、要職者の判断を仰ぐ

附則

この対応マニュアルは、平成 26 年 11 月 1 日付けで公示し、運用する。